

野々市市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、野々市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月26日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 大東 和美

- 1 出納検査の実施年月日 平成31年1月25日（金）
- 2 出納検査の結果報告書の提出年月日 平成31年2月15日（金）
- 3 措置通知があった年月日 平成31年3月29日（金）
- 4 措置を講じた部局 土木部上下水道課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>収入事務</p> <p>1月分の水道料金・下水道使用料について、平成31年1月15日に、誤って1年前の検針データより納入通知書を作成し、送付した件につき、業務手順に係るマニュアルを作成し、事故発生当時の対応を含め適正な管理体制に努められたい。</p>	<p>水道料金の算定及び請求においては、職務の重要性を認識し、厳正な事務の執行に努める必要がありますが、事故発生時は手順等もなく担当職員の裁量に委ねている状態でありました。</p> <p>ご指摘の件について再発防止を図るため、係を横断した職員によるワーキンググループを設置し、協議を行い、平成31年3月15日手順書を定めました。この手順書に基づき、管理体制の整備に努めます。</p>